

設計図書

契約番号 第 R8-26号

委託業務名 R8日峯大神子広域公園一般廃棄物他回収運搬処理委託業務

路線名等 日峯大神子広域公園

業務委託箇所 徳島市大原町

契約工期 令和8年 4月 1日から 令和9年 3月31日まで

工事概要

当初（変更前）

変更後

一般廃棄物他回収運搬処理 60 回

主任監督員	
現場監督員	

主任監督員	
現場監督員	

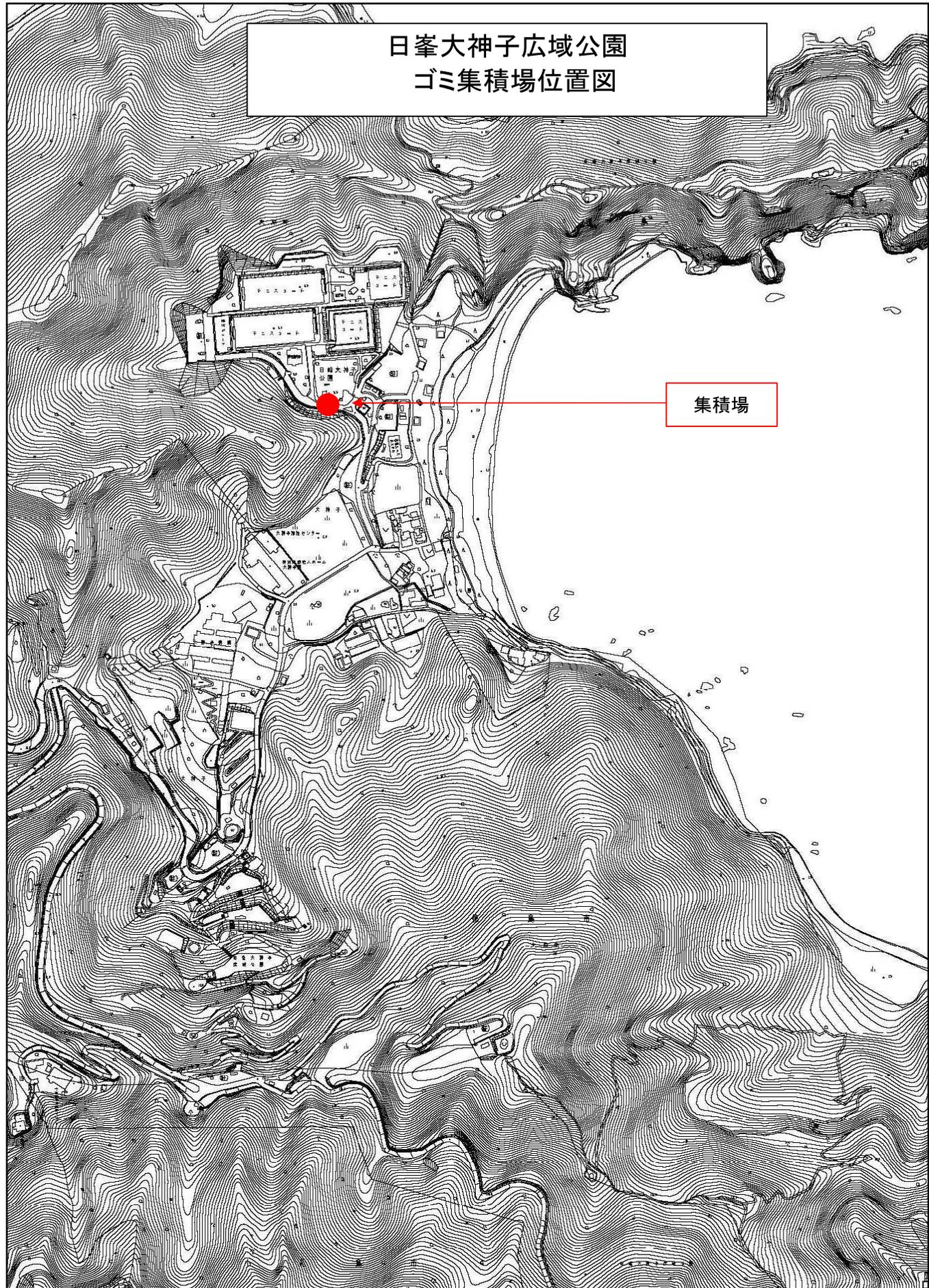
一般廃棄物他回収運搬処理委託業務仕様書

この仕様書は、日峯大神子広域公園一般廃棄物他回収運搬処理委託業務に必要な作業を定めるものである。

受注者は本仕様書及び関係法令を尊重し、かつ、仕様書に示されていない事項についても、業務の性質上、当然と思われる事項については、受注者が実施するものとする。

- 1 本業務は日峯大神子広域公園に設置されている集積場より一般廃棄物他(混合ゴミ等)を原則、毎週月曜日(祝日にあたる場合はその翌日)に、また、廃棄物の増加期間は、原則、週2回(月曜日及び金曜日)を想定し、年間60回を搬出するものとする。
なお、廃棄物量により回収月日等の変動があるものとする。
- 2 収集した一般廃棄物は、適正に分別、保管等の上、徳島市が指示する場所へ運搬処理し適正に処分すること。
また、徳島市西部環境事務所または東部環境事業所発行の計量表にて当該業務にあたる全量の搬入を確認するものとする。
なお、上記による写しが困難な場合は当該業務の全量の搬入を確認できるものを作成し監督員へ提出すること。
- 3 徳島市西部環境事業所または東部環境事業所への搬入車両について、環境事業所発行の許可証明書の写しを原則、提出するものとする。
- 4 作業車両が園内を走行する際は徐行し、公園利用者の通行の妨げとならないよう駐車するとともに、業務中は、コーン等により、作業区域を明示するなど、園内利用者の安全確保を徹底すること。
- 5 この仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、指示に従うものとする。

日峯大神子広域公園
ゴミ集積場位置図



集積場